

高岡広域エコ・クリーンセンター長期包括運営委託業務
公募型プロポーザル

審 査 講 評

令和元年9月11日

高岡広域エコ・クリーンセンター長期包括運営委託業務
公募型プロポーザル選定委員会

高岡地区広域圏事務組合（以下「組合」という。）では、高岡広域エコ・クリーンセンター長期包括運営委託業務（以下「本件業務」という。）に関して、公募型プロポーザル方式により受託事業者を選定するにあたり、公平性、透明性及び競争性を確保し、適正な執行を図るため、「高岡広域エコ・クリーンセンター長期包括運営委託業務公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置しました。

選定委員会では、令和元年5月24日に第1回選定委員会を開催し、実施要領、要求水準書、様式集、契約書（案）等について審議を行い、同年6月3日より本件業務の受託を希望する民間事業者を公募し、同年8月23日開催の第2回選定委員会にて、応募者からの提案内容について、厳正かつ公正な審査を行いました。

この度、この審査に基づき、優先交渉権者を選定しましたので、これまでの審議の過程と審査結果について、報告します。

令和元年9月11日

高岡広域エコ・クリーンセンター長期包括運営委託業務
公募型プロポーザル選定委員会

委員長	村田 芳朗
副委員長	加賀谷 重浩
委員	田川 知久
委員	小野 裕一郎
委員	竹田 達文
委員	藤田 辰昭

目 次

1	事業概要	1
(1)	事業名	1
(2)	施設概要	1
(3)	事業期間	1
(4)	事業内容	2
2	審査方法	3
(1)	審査体制	3
(2)	優先交渉権者の選定方法	3
(3)	審査の枠組み	3
(4)	運営要素審査及び価格審査における点数化方法	5
3	選定委員会等のスケジュール	8
4	審査結果	8
(1)	資格審査	8
(2)	基礎審査	8
(3)	提案審査	9
(4)	価格審査	10
(5)	総合的な評価	10
5	総評	11

1 事業概要

本件業務は、高岡広域エコ・クリーンセンター（以下「本件施設」という。）の運営管理、補修及び修繕を含めた包括的な運営委託業務を委託期間にわたって実施するものである。

受託者は、本件施設の基本性能を常時適切に発揮させ、搬入される廃棄物を適正に処理するとともに、受託者の提案による創意工夫のもと、サービスの水準を確保しつつ効率的な運営管理等を行うものとする。

(1) 事業名

高岡広域エコ・クリーンセンター長期包括運営委託業務

(2) 施設概要

施設名称	高岡広域エコ・クリーンセンター
所在地	氷見市上田子字笹谷内50番地
処理対象市	高岡市・氷見市・小矢部市
敷地面積	89,045m ²
建物面積	4,405m ²
建設期間	着工：平成24年1月28日 竣工：平成26年9月30日
供用開始	平成26年10月（焼却施設）
建築構造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造（地下1階・地上5階）
焼却施設	焼却方式：全連続燃焼式焼却炉（ストーカ式） 施設規模：255t/日（85t/24時間×3炉） 処理対象物：一般可燃ごみ、助燃剤 ごみ計量機：秤量30t×2基 ごみピット：容量5,700m ³ 助燃装置：ロータリーバーナー3基（灯油）、再燃装置3基（灯油） 燃焼ガス冷却：廃熱ボイラ式 排ガス処理：ろ過式集じん器（乾式バグフィルター） 通風設備：平衡通風方式 煙突：高さ59m、頂上口径φ0.7m×3筒 灰ピット：容量157m ³ 排水処理：ごみ汚水はごみピットへ返送、プラント排水は再利用 余熱利用：発電設備4,600kW

(3) 事業期間

令和2年4月1日から令和12年3月31日（10年間）

（事業準備期間：契約成立日から令和2年3月31日まで）

(4) 事業内容

業務	項目	業務内容
受入管理	・搬出入車両管理	・焼却施設に廃棄物を搬入する車両の管理を行う。
	・受付 ・計量	・収集車、直接搬入車、粗大ごみ処理施設からの焼却残渣運搬車等の受付及び計量等を行う。
	・車両誘導	・計量場所、搬入・搬出場所等への車両誘導を行う。
	・プラットホーム管理	・廃棄物搬入車両のプラットホーム内の誘導、ダンピングボックス、切断機の操作等を行う。
	・廃棄物の搬入管理	・廃棄物の搬入の管理を行う。
運転管理	・運転管理計画等の作成	・本件施設の運転管理計画書等を作成する。
	・運転管理	・焼却施設を運転管理する。
電力・余熱の取り扱い	・電力、蒸気の場内供給	・電力：発電機へ蒸気を供給し、発電を行う。年間発電量については、発電計画書を作成し、適正に管理する。 ・蒸気（高圧蒸気）：発電機への供給以外には、空気予熱器へ蒸気を供給する。なお、余剰蒸気は、蒸気復水器へ供給する。 ・蒸気（低圧蒸気）：場内給湯、ロードヒーティングに蒸気を供給する。
用役管理	・用役調達管理計画等の作成	・本件施設で使用する燃料、薬剤等の用役調達管理計画書等を作成する。
	・用役管理	・本件施設で使用する燃料（灯油等）、薬剤等の調達、管理を行う。
維持管理	・維持管理計画等の作成	・本件施設の維持管理計画書等を作成する。
	・施設の点検・検査	・本件施設の点検・検査を行う（プラント設備等）。
	・施設の補修・修繕	・本件施設の補修・修繕を行う（プラント設備等）。
環境管理	・環境保全計画等の作成	・本件施設の環境保全計画書等を作成する。
	・環境保全	・環境保全計画に基づく対策を行う。
	・環境測定	・ごみ質燃焼条件、飛灰処理物、熱しゃく減量の測定を行う。
	・作業環境管理	・場内作業環境の管理を行う。
情報管理	・情報管理計画等の作成	・本件施設の情報管理計画書等を作成する。
	・各種報告書作成及び管理	・運転記録等を整理した各種報告書の作成及び管理を行う。
	・施設情報等データ管理	・ごみの搬入・搬出データ、薬剤使用量データ等の管理を行う。
	・設計図書等の管理	・施設設計図書等の管理を行う。
その他関連業務	・その他関連業務計画等の作成	・その他関連業務計画等の作成を行う。
	・重機(保険含む)	・重機の支給及び維持管理(保全・保険・燃料)を行う。
	・見学者対応(一般市民、小学生)	・受付・調整、現地対応は受託者が行う。
	・清掃(管理棟・見学通路)	・本件施設の清掃を行う。
	・清掃(上記以外)	
	・除雪(構内)	・敷地内の道路等の除雪を行う。
	・セルフモニタリング	・委託業務の状況が要求水準書及び委託契約書等に定める要件を満たしていることを確認するためにセルフモニタリングを行う。
	・包括保険	・施設の操業や損害に伴う保険の負担

2 審査方法

(1) 審査体制

組合は、「高岡広域エコ・クリーンセンター長期包括運営委託業務公募型プロポーザル選定委員会設置要綱」に基づき、選定委員会を設置する。

選定委員会は、審査基準の設定や提案書等の審査、事業者の選定等を行うものとし、委員の構成は以下のとおりである。

役職	委員名	所属等
委員長	村田 芳朗	高岡地区広域圏事務組合代表幹事（高岡市副市長）
副委員長	加賀谷 重浩	学識経験者（富山大学工学部工学科教授）
	田川 知久	学識経験者（株式会社中部設計取締役・企画部長）
	小野 裕一朗	高岡地区広域圏事務組合幹事（氷見市副市長）
	竹田 達文	高岡地区広域圏事務組合幹事（小矢部市副市長）
	藤田 辰昭	高岡地区広域圏事務組合事務局長

（敬称略）

(2) 優先交渉権者の選定方法

優先交渉権者の選定方法は、本件業務の特性を踏まえ、価格のほかに技術等の提案、事業の効率性への配慮等を総合的に評価する必要があることから、公募型プロポーザルにより実施する。

事業者は、専門的な技術やノウハウにより、長期間において安全・安心な施設の運営を行わなければならない。そのため、運営事業者の選定は、本運営委託業務に対する技術、事業遂行能力及び提案価格を総合的に評価する。

(3) 審査の枠組み

審査は、第1段階の「資格審査」、第2段階の「基礎審査」及び第3段階の「提案審査」で構成される。

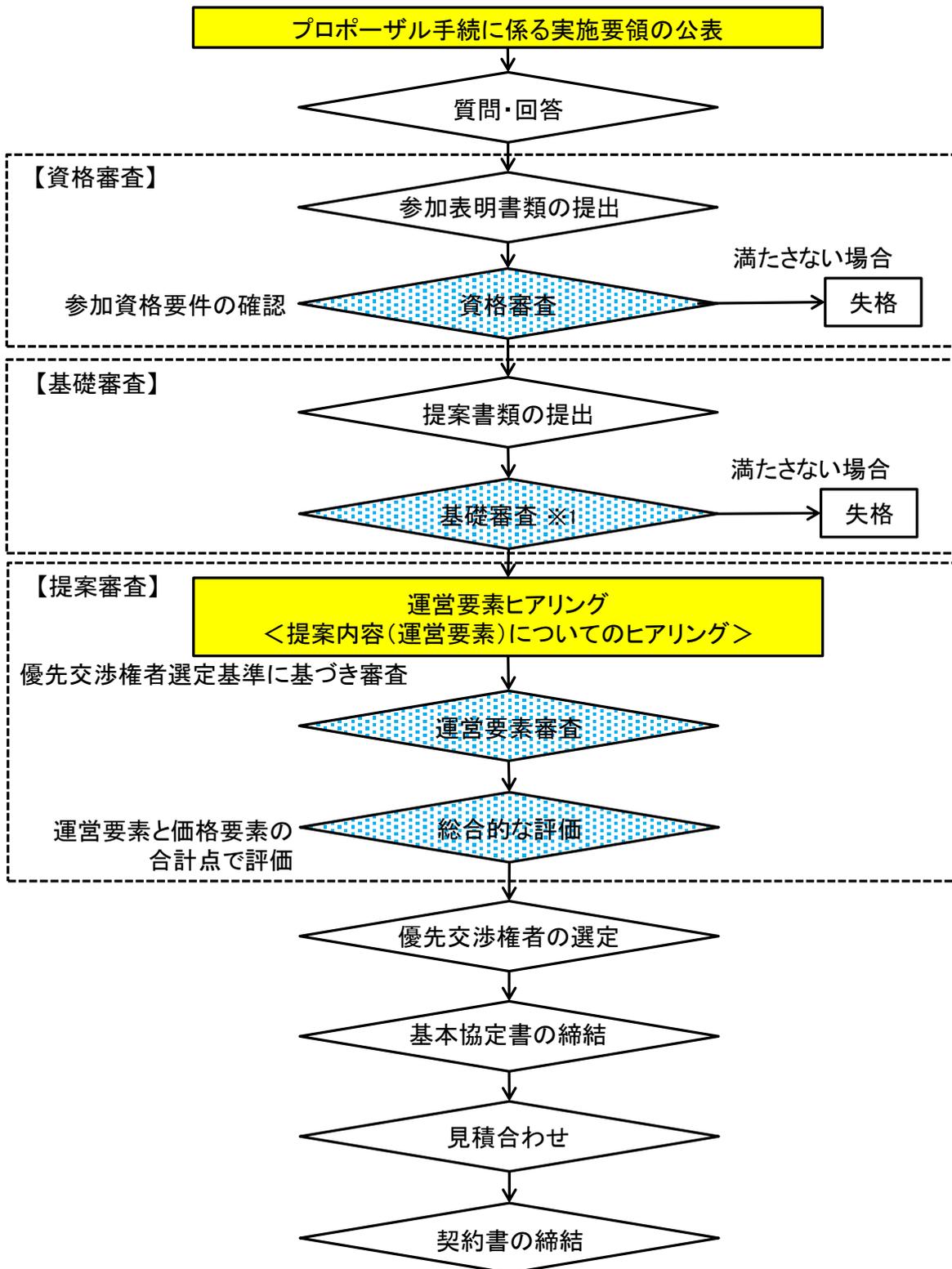
資格審査では、応募者の参加資格要件の確認を行い、参加資格要件を満たすことが確認できた応募者だけが第2段階の基礎審査を受けることができる。

基礎審査では、要求水準書に示されている基本内容の確認を行い、組合が求める要求水準を満たすことが確認できた応募者だけが第3段階の提案審査を受けることができる。

第3段階の提案審査は、「運営要素審査」及び「価格審査」で構成され、運営要素審査及び価格審査については、高岡広域エコ・クリーンセンター長期包括運営委託業務公募型プロポーザル選定委員会において提案内容を評価・審査する。その結果を受けて、組合が優先交渉権者を選定する。

実施要領の公表から優先交渉権者の選定に至るまでの流れは、図1に示すとおりである。

図1 優先交渉権者選定の流れ



※1 基礎審査 要求水準書に示されている基本内容の確認 等

① 資格審査

応募者より提出された資格審査申請書等から、応募者が参加資格要件を満たしていることを確認する。

② 基礎審査

資格審査に合格した応募者から提出された提案書類について、必要な提案書類が揃っていることや、要求水準書等に示された要件を満たすものであること及び事業としての妥当性を有していることを審査する。

③ 提案審査

ア 運営要素審査

運営要素提案書及び業務計画書の提案内容を以下に示す観点から評価し点数化する。なお、審査にあたりヒアリングを実施する。

- (ア) 企業実績
- (イ) 運営・維持管理体制
- (ウ) 運転計画（受入管理含む）
- (エ) 維持管理
- (オ) 環境管理
- (カ) リスク管理
- (キ) 地域貢献
- (ク) その他

イ 価格審査

価格提案書に記載された金額が提案上限額の範囲内であることの確認を行い、提案価格を点数化する。なお、提案上限額を上回った応募者は失格とする。

ウ 総合的な評価

アの「運営要素審査点」とイの「価格審査点」を加えて総合評価点を算出し、優先交渉権者を選定する。

$$\boxed{\text{総合評価点} = \text{運営要素審査点} + \text{価格審査点}}$$

なお、運営要素審査点の満点を70点、価格審査点の満点を30点とし、合計100点満点とする。

(4) 運営要素審査及び価格審査における点数化方法

① 運営要素審査における点数化方法

運営要素審査点の配点は70点とする。以下に示す各評価項目の得点の合算を運営要素審査点とする。

ア 評価項目と配点

評価項目及び配点は、表1のとおりとする。

表1 運営要素評価項目と評価の視点

番号	評価項目	評価の視点	配点
1	企業実績	同種同規模*の包括実績数2件は3点 同種同規模の包括実績数3件以上は5点 ※同種同規模(ボイラ・復水タービン付全連続燃焼式ストーカ炉、255t/日以上)	5
2	運営・維持管理体制について	運営期間中の組織体制等(連絡体制・事業の監視体制等)を評価	5
3	運転管理について	本施設の安定的な運転のため、搬入禁止物の発見等に関して優れた提案がなされているか。 ごみ量、ごみ質の変動に対する対応策(運転計画の考え方について)を評価 長期包括運営委託業務の実施における用役等の調達方法の工夫(安定供給・用役費削減の手法を評価) 安定した廃棄物処理を前提とした上での売電量の極大化に関して売電量の具体的な目標売電額を評価	15
4	維持管理について	要求水準書に示す基本条件を確実に遵守するための調達、点検・検査、補修・更新、機器更新等の方法に関して優れた提案がなされているか 災害・事故発生時、突発故障時等においても、安定的な処理の継続に支障をきたさない調達、点検・検査、補修・更新、機器更新等の方法・体制について優れた提案がなされているか。	10
5	環境管理について	本施設の環境保全基準を確実に遵守するための運転管理値等の設定等に関する優れた提案がなされているか。 作業環境保全計画に関する優れた提案がなされているか	10
6	リスク管理について	リスク管理の基本的な考え方(管理方針及び体制)について、優れた提案がなされているか。 本業務に伴うリスクの認識と対応策(リスクの内容、負担者、保険活用等)について、優れた提案がなされているか。	10
7	地域貢献についての考え方	本業務における地元企業(組合の構成市に営業所等を置く企業)の活用方針について、優れた提案がなされているか。 本業務における地元人材(組合の構成市の在住者)の活用方針について、優れた提案がなされているか。 地域住民への配慮また、環境学習・環境保全に関する情報提供等に関する提案がなされているか。	10
8	その他	自由提案	5
計			70

イ 評価項目の採点基準

各評価項目において、以下に示す5段階により評価、点数化する。
なお、点数は、小数第2位を四捨五入して小数第1位まで求める。

評価	評価内容	採点の算出方法
A	特に優れている	項目ごとの配点×1.00
B	優れている	項目ごとの配点×0.75
C	普通である	項目ごとの配点×0.50
D	やや不安な点がある	項目ごとの配点×0.25
E	不安である	項目ごとの配点×0.00

ウ 得点算出式

運営要素審査点については、以下の方法で得点を算出する。
なお、点数は、小数第2位を四捨五入して小数第1位まで求める。

<p>【運営要素審査点の算出式】</p> $\text{運営要素審査点} = \frac{\sum (\text{各評価項目の配点} \times \text{評価})}{\text{委員人数}}$

② 価格審査の点数化方法

価格審査点の配点は、30点とする。
価格審査点については、以下の方法で得点を算出する。
なお、点数は、小数第2位を四捨五入して小数第1位まで求める。

<p>【価格審査点の算出式】</p> $\text{価格審査点} = 30\text{点} \times \frac{\text{最低提案価格}}{\text{提案価格}}$

3 選定委員会のスケジュール

項目	年 月 日
第1回選定委員会（要求水準書等の内容確認）	令和元年5月24日（金）
実施要領、様式集等の公表	令和元年6月3日（月）
実施要領等に関する質問受付期間	令和元年6月3日（月）～14日（金）
実施要領等に関する質問回答日	令和元年6月21日（金）
参加表明書類の受付期限	令和元年6月28日（金）
資格審査結果の通知日	令和元年7月5日（金）
要求水準書等に関する質問受付期間	令和元年7月8日（月）～12日（金）
要求水準書等に関する質問回答日	令和元年7月19日（金）
提案書等の提出期限	令和元年8月9日（金）
第2回選定委員会（プレゼンテーション、事業者選定）	令和元年8月23日（金）

4 審査結果

(1) 資格審査

以下に記す応募者（Aグループ）から資格審査申請があり、Aグループについて、税の滞納がないことや本件施設と同種同規模施設の運営実績件数等の参加資格要件を満たしていることの資格審査を行った。

その結果、Aグループを合格と判定した。

応募者	代表企業	応募者を構成する企業（代表企業除く）	
Aグループ	JFEエンジニアリング株式会社	協力企業	JFE環境サービス株式会社
			アーバンエナジー株式会社

(2) 基礎審査

資格審査に合格した応募者から提出された提案書類について、要求水準書等に示された要件を満たすものであること及び事業としての妥当性を有していることの基礎審査を行った。

その結果、Aグループから提出された提案書類を合格と判定した。

基礎審査項目		Aグループ
提案書類の審査	<ul style="list-style-type: none"> 必要である提案書類が揃っているか。 提案書類において書類間での整合が図れているか。 	<p>提出を求めた運営要素提案書、価格提案書、業務計画書及び業務分担届出書全ての書類が揃っていた。</p> <p>また、提案書類間においては、特段の不整合は見受けられなかった。</p>
提案書類と要求水準書の適合性	<ul style="list-style-type: none"> 要求水準を満たした提案がされているか。 要求水準書及び契約条件を遵守しているか。 	<p>提案書類の内容と「高岡広域エコ・クリーンセンター長期包括運営委託業務 要求水準書」、「委託業務契約書（案）」を照合したところ、要求水準を満たした提案がなされていることを確認した。</p>

(3) 提案審査

運営要素提案書及び業務計画書の提案内容について、運営要素審査に係る評価項目に基づき、選定委員が採点した。

提案審査に当たっては、選定委員会において、応募者から提案内容に関するプレゼンテーションを行い、併せて選定委員から応募者へのヒアリングを実施した。

各評価項目の採点結果は以下のとおりであった。

採点結果（Aグループ）

番号	評価項目	配点	審査結果 (各委員の採点平均)
1	企業実績	5	5.0
2	運営・維持管理体制について	5	3.8
3	運転管理について	15	10.7
4	維持管理について	10	7.5
5	環境管理について	10	6.7
6	リスク管理について	10	7.5
7	地域貢献についての考え方	10	5.8
8	その他	5	2.9
計		70	49.9

※ 点数は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで求める。

(4) 価格審査

価格審査を行った結果、応募者の提案価格が、組合が実施要領で提示した委託上限額の範囲内であることを確認した。

優先交渉権者選定基準に基づき、提案価格について点数化を行い、その結果は以下のとおりとなった。

応募者	提案価格	委託上限額 (消費税及び地方消費税(10%)を含む)	配点	価格審査点
Aグループ	7,758,774,000円(税抜)	8,570,133,000円	30点	30点
	8,534,651,400円(税込)			

(5) 総合的な評価

運営要素審査点と価格審査点を加えて、総合評価点を算出した。

その結果、Aグループ(代表企業：JFEエンジニアリング株式会社)を本件業務の優先交渉権者として選定した。

応募者	代表企業	運営要素 審査点	価格 審査点	総合 評価点
Aグループ	JFEエンジニアリング株式会社	49.9点	30点	79.9点

5 総評

本件業務の事業者選定は、令和元年5月24日の第1回選定委員会にはじまり、同年6月3日の実施要領等の公表以降、参加表明書の提出締め切りまでに1グループから応募があったことから、同年8月23日開催の第2回選定委員会において、応募者の提案内容に対し、あらかじめ公表された優先交渉権者選定基準書に基づき、厳正かつ公正な審査を実施した。

審査の結果、JFEエンジニアリング株式会社を代表企業とするAグループを優先交渉権者として選定した。

今回、応募者はAグループの1者のみであったが、提案書では、運転計画や設備の維持管理計画、薬剤の調達方法、緊急時における対応策等、代表企業の豊富な運営実績やスケールメリットを活用した様々な提案がなされていた。

審査では、「運営・維持管理体制」、「維持管理」、「リスク管理」の項目に対する評価が高い結果となった。

また、「運転管理」や「環境管理」等、上記以外の項目についても、いずれも標準以上の評価となる結果であった。

優先交渉権者におかれては、今後10年もの長期にわたり本件業務を実施していくことになるが、業務期間中は、その技術的知見を最大限に発揮し、本件業務の適正かつ円滑な実施を進められ、安全かつ安心な施設運営を行うとともに、地域社会への貢献にも配慮するよう期待するものである。引き続き、組合と優先交渉権者の双方が真摯な協議を重ねて、本件業務が一層良いものとなるよう万全を期されたい。

以 上